

宣誓・同意書

地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転社会実装推進事業)の申請に伴い、次の1～4までのいずれにも宣誓し、5～7までのいずれにも同意します。また、宣誓又は同意事項に反する事実が判明した場合は、国土交通省又は事務局の指示に従い、その状況に応じて、①本補助金の申請を辞退、②補助事業の変更申請、③補助金の返還、などの必要な措置(交付規程第8条、第9条、第19条等)を執ります。

なお、本宣誓・同意書は交付規程第28条に基づき定めるものであり、宣誓・同意した内容に違反した場合は交付規程第19条に基づく交付決定の取消しの対象となり得ます。

※内容に同意する場合、下記□にチェックを入れてください

□	次の1～4までのいずれにも宣誓し、5～7までのいずれにも同意します。
1.	交付規程及び公募要領等に定める補助対象事業の要件を満たしていること
2.	本事業において補助事業者が果たすべき役割・責任を理解し、実行すること
3.	本事業に関する申請や報告の内容全てに虚偽がないこと
4.	「虚偽の申請」、「補助金の目的外利用」といった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないこと
5.	補助事業の一部を第三者に委託する場合は、書面によって委託内容・委託金額等を取り決めるとともに、事務局の指示する条項を契約上盛り込むこと。また、補助事業の一部を委託された者が再委託する際の契約も同様とし、事務局の指示する条項が再委託契約上盛り込まれているか補助事業者において確認すること
6.	補助事業の一部を第三者に委託する場合は、委託業務の実施状況及び業務に要した費用の適切性(※)を補助事業者が確認したうえで、検収・実績報告を実施し、委託業務の実施状況が当初の想定から変化した場合には契約変更等の適切な措置を執ること
7.	交付規程第24条に基づき国土交通省・事務局が行う調査及び交付規程第25条に基づき国土交通省・事務局が行うデータ等の提供要請に応じること
<p>※実態の無い業務再委託(名義のみの発注)、補助事業に関係の無い業務の再委託・実施・請求、複数の国庫補助金における費用の重複計上、複数事業に共通する費用の重複計上、業務日誌・業務実績・請求の内容齟齬、委託事業実施中の合理的でない単価の変更など</p>	